

支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する管理弁法（銀発〔2012〕54 号附属文書） （日本語訳）

出典：中国人民銀行ウェブサイト（条法司・規範性文件）掲載「中国人民银行关于印发《支付机构反洗钱和反恐怖融资管理办法》的通知（银发〔2012〕54 号）」の附件（2012 年 3 月 5 日施行）

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/3586985/index.html>

原文の確認方法：上記ページに掲載された 2 つの PDF のうち、附件（弁法本文、テキスト PDF、16 頁）を取得し、テキストを抽出して訳出した（2026 年 10 月 5 日）。印刷配布の通知本体（画像 PDF）は訳していない。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。

訳注：現行性について。本弁法は、2026 年 10 月 5 日現在、廃止されておらず、北大法宝でも「現行有効」と表示されている（2026 年 10 月 5 日確認。確認方法：①中国人民銀行ウェブサイト規範性文件欄に掲載された 2023 年～2026 年 9 月の廃止・改正公告（〔2023〕第 4 号・第 5 号、〔2025〕第 3 号・第 6 号・第 11 号、〔2026〕第 3 号ほか）の本文及び廃止文書目録を取得して照合し、本文書が含まれていないことを確認。②中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で検索し、時効性欄の表示を確認。同 DB は 2026 年に廃止された銀発〔2017〕235 号・銀発〔2013〕2 号・「涉及恐怖活动资产冻结管理办法」を「废

止或失效」と表示しており、最新の廃止が反映されていることも確認した。）。もっとも、本弁法の根拠法令である「非金融机构支付服务管理办法」（中国人民银行令〔2010〕第2号）は、「非银行支付机构监督管理条例实施细则」（中国人民银行令〔2024〕第4号）第77条により廃止されている（人民銀行ウェブサイト掲載の同細則で確認）。また、2026年1月1日施行の「金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法」（2025年第11号）及び改正後の「金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法」は非銀行決済機関を義務主体に含め、従前の規定と不一致の場合はこれらが優先するとしている。したがって、本弁法は形式上は現行有効であるが、新規定と抵触する部分（例：記録保存期間、本人確認の基準額等）は新規定が優先する。本弁法中の「反洗钱法第三十一条、第三十二条」は2006年制定時の反マネーロンダリング法の条番号である。

【原文】 支付机构反洗钱和反恐怖融资管理办法

【訳文】 支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する管理弁法

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】 为防范洗钱和恐怖融资活动，规范支付机构反洗钱和反恐怖融资工作，根据《中华人民共和国反洗钱法》、《非金融机构支付服务管理办法》（中国人民银行令〔2010〕第2号发布）等有关法律、法规和规章，制定本办法。

【訳文】 マネーロンダリング及びテロ資金供与の活動を防止し、支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務を規範化するため、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》、《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》（中国人民银行令〔2010〕第2号により発布）等の関係する法律、法規及び規章に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】 本办法所称支付机构是指依据《非金融机构支付服务管理办法》取得《支付业务许可证》的非金融机构。

【訳文】 この弁法において支払機関とは、《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に基づき《支払業務許可証》を取得した非金融機関をいう。

第三条

【原文】 中国人民银行是国务院反洗钱行政主管部门，对支付机构依法履行下列反洗钱和反恐怖融资监督管理职责：

【訳文】 中国人民銀行は、國務院の反マネーロンダリング行政主管部門であり、支払機関について、法に従って次に掲げる反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の監督管理の職責を履行する。

【原文】 （一）制定支付机构反洗钱和反恐怖融资管理办法；

【訳文】 （1）支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する管理弁法を制定すること。

【原文】 （二）负责支付机构反洗钱和反恐怖融资的资金监测；

【訳文】 （2）支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に係る資金の監視を担当すること。

【原文】 （三）监督、检查支付机构履行反洗钱和反恐怖融资义务的情况；

【訳文】 （3）支払機関による反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の義務の履行状況を監督し及び検査すること。

【原文】 （四）在职责范围内调查可疑交易活动；

【訳文】 （4）職責の範囲内で疑わしい取引活動を調査すること。

【原文】 （五）国务院规定的其他有关职责。

【訳文】 （5）國務院が定めるその他の関係する職責

第四条

【原文】中国反洗钱监测分析中心负责支付机构可疑交易报告的接收、分析和保存，并按照规定向中国人民银行报告分析结果，履行中国人民银行规定的其他职责。

【訳文】中国反マネーロンダリング監視分析センターは、支払機関の疑わしい取引の報告の受理、分析及び保存を担当し、規定に従って中国人民銀行に分析結果を報告し、中国人民銀行が定めるその他の職責を履行する。

第五条

【原文】支付机构总部应当依法建立健全统一的反洗钱和反恐怖融资内部控制制度，并报总部所在地的中国人民银行分支机构备案。反洗钱和反恐怖融资内部控制制度应当包括下列内容：

【訳文】支払機関の本部は、法に従って統一的な反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の内部統制制度を確立し及び健全化し、かつ、本部所在地の中国人民銀行の分支機構に届け出なければならない。反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の内部統制制度には、次に掲げる内容を含めなければならない。

【原文】（一）客户身份识别措施；

【訳文】（1）顧客身元識別の措置

【原文】（二）客户身份资料和交易记录保存措施；

【訳文】（2）顧客の身元資料及び取引記録の保存の措置

【原文】（三）可疑交易标准和分析报告程序；

【訳文】（3）疑わしい取引の基準及び分析・報告の手続

【原文】（四）反洗钱和反恐怖融资内部审计、培训和宣传措施；

【訳文】（4）反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の内部監査、研修及び広報の措置

【原文】（五）配合反洗钱和反恐怖融资调查的内部程序；

【訳文】（5）反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の調査に協力するための内部手続

【原文】（六）反洗钱和反恐怖融资工作保密措施；

【訳文】（6）反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務の秘密保持の措置

【原文】（七）其他防范洗钱和恐怖融资风险的措施。

【訳文】（7）その他のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを防止するための措置

【原文】支付机构及其分支机构的负责人应当对反洗钱和反恐怖融资内部控制制度的有效实施负责。支付机构应当对其分支机构反洗钱和反恐怖融资内部控制制度的执行情况进行监督管理。

【訳文】支払機関及びその支店等の責任者は、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の内部統制制度の有効な実施について責任を負わなければならない。支払機関は、その支店等による反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の内部統制制度の執行状況について監督管理を行わなければならない。

第六条

【原文】支付机构应当设立专门机构或者指定内设机构负责反洗钱和反恐怖融资工作，并设立专门的反洗钱和反恐怖融资岗位。

【訳文】支払機関は、専門の部署を設置し、又は内部の部署を指定して反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務を担当させ、かつ、専門の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策のポストを設けなければならない。

第七条

【原文】支付机构应要求其境外分支机构和附属机构在驻在国家（地区）法律规定允许的范围内，执行本办法有关客户身份识别、客户身份资料和交易记录保存工作的要求，驻在国家（地区）有更严格要求的，遵守其规定。如果本办法的要求比驻在国家（地区）的相关规定更为严格，但驻在国家（地区）法律禁止或者限制境外分支机构和附属机构实施本办法，支付机构应向中国人民银行报告。

【訳文】支払機関は、その境外の支店等及び附属機関に対し、所在する国（地域）の法律の規定が許容する範囲内で、この弁法の顧客身元識別並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の業務に関する要求を執行するよう求めなければならない。所在する国（地域）により厳格な要求があるときは、その規定を遵守させなければならない。この弁法の要求が所在する国（地域）の関係規定より厳格であるが、所在する国（地域）の法律が境外の支店等及び附属機関によるこの弁法の実施を禁止し又は制限しているときは、支払機関は、中国人民銀行に報告しなければならない。

第八条

【原文】支付机构与境外机构建立代理业务关系时，应当充分收集有关境外机构业务、声誉、内部控制制度、接受监管情况等方面的信息，评估境外机构反洗钱和反恐怖融资措施的健全性和有效性，并以书面协议明确本机构与境外机构在反洗钱和反恐怖融资方面的责任和义务。

【訳文】支払機関は、境外の機関と代理業務関係を確立するときは、境外の機関の業務、評判、内部統制制度、監督管理の受入れ状況等の面に関する情報を十分に収集し、境外の機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の措置の健全性及び有効性を評価し、かつ、書面による協定をもって、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の面における自機関と境外の機関との責任及び義務を明確にしなければならない。

第九条

【原文】支付机构及其工作人员对依法履行反洗钱和反恐怖融资义务获得的客户身份资料和交易信息应当予以保密；非依法律规定，不得向任何单位和个人提供。

【訳文】支払機関及びその職員は、法に従って反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の義務を履行して取得した顧客の身元資料及び取引情報について秘密を保持しなければならない。法律の規定によらずに、いかなる法人その他の団体又は個人にも提供してはならない。

【原文】 支付机构及其工作人员应当对报告可疑交易、配合中国人民银行及其分支机构调查可疑交易活动等有关反洗钱和反恐怖融资工作信息予以保密，不得违反规定向客户和其他人员提供。

【訳文】 支払機関及びその職員は、疑わしい取引の報告、中国人民銀行及びその分支機構による疑わしい取引活動の調査への協力等の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務に関する情報について秘密を保持しなければならない、規定に違反して顧客その他の者に提供してはならない。

第2章 顧客身元識別（第二章 客户身份识别）

第十条

【原文】 支付机构应当勤勉尽责，建立健全客户身份识别制度，遵循“了解你的客户”原则，针对具有不同洗钱或者恐怖融资风险特征的客户、业务关系或者交易应采取相应的合理措施，了解客户及其交易目的和交易性质，了解实际控制客户的自然人和交易的实际受益人。

【訳文】 支払機関は、勤勉に責任を尽くし、顧客身元識別制度を確立し及び健全化し、「顧客を知る（KYC）」の原則に従い、異なるマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクの特徴を有する顧客、業務関係又は取引に応じて相応の合理的な措置をとり、顧客並びにその取引の目的及び取引の性質を把握し、顧客を実際に支配する自然人及び取引の実際の受益者を把握しなければならない。

第十一条

【原文】 网络支付机构在为客户开立支付账户时，应当识别客户身份，登记客户身份基本信息，通过合理手段核对客户基本信息的真实性。

【訳文】 ネットワーク支払機関は、顧客のために支払口座を開設するときは、顧客の身元を識別し、顧客の身元基本情報を登録し、合理的な手段により顧客の基本情報の真実性を照合しなければならない。

【原文】 客户为单位客户的，应核对客户有效身份证件，并留存有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】 法人その他の団体である顧客については、顧客の有効な身分証を照合し、かつ、有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】 客户为个人客户的，出现下列情形时，应核对客户有效身份证件，并留存有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】 個人である顧客については、次に掲げる場合には、顧客の有効な身分証を照合し、かつ、有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】 （一）个人客户办理单笔收付金额人民币 1 万元以上或者外币等值 1000 美元以上支付业务的；

【訳文】 （1）個人である顧客が、1 回の受払金額が人民元 1 万元以上又は外貨で 1000 米ドル相当以上の支払業務を取り扱うとき。

【原文】 （二）个人客户全部账户 30 天内资金双边收付金额累计人民币 5 万元以上或外币等值 1 万美元以上的；

【訳文】 （2）個人である顧客の全ての口座における 30 日以内の資金の双方向の受払金額の累計が人民元 5 万元以上又は外貨で 1 万米ドル相当以上であるとき。

【原文】 （三）个人客户全部账户资金余额连续 10 天超过人民币 5000 元或外币等值 1000 美元的；

【訳文】 （3）個人である顧客の全ての口座の資金残高が連続して 10 日間、人民元 5000 元又は外貨で 1000 米ドル相当を超えるとき。

【原文】 （四）通过取得网上金融产品销售资质的网络支付机构买卖金融产品的；

【訳文】 （4）オンライン金融商品販売資格を取得したネットワーク支払機関を通じて金融商品を売買するとき。

【原文】（五）中国人民银行规定的其他情形。

【訳文】（5）中国人民銀行が定めるその他の場合

第十二条

【原文】网络支付机构在为同一客户开立多个支付账户时，应采取有效措施建立支付账户间的关联关系，按照客户进行统一管理。

【訳文】ネットワーク支払機関は、同一の顧客のために複数の支払口座を開設するときは、有効な措置をとって支払口座相互間の関連関係を確立し、顧客ごとに統一的な管理を行わなければならない。

第十三条

【原文】网络支付机构在向未开立支付账户的客户办理支付业务时，如单笔资金收付金额人民币1万元以上或者外币等值1000美元以上的，应在办理业务前要求客户登记本人的姓名、有效身份证件种类、号码和有效期限，并通过合理手段核对客户有效身份证件信息的真实性。

【訳文】ネットワーク支払機関は、支払口座を開設していない顧客のために支払業務を取り扱う場合において、1回の資金の受払金額が人民元1万元以上又は外貨で1000米ドル相当以上であるときは、業務を取り扱う前に、顧客に本人の氏名並びに有効な身分証の種類、番号及び有効期限を登録するよう求め、かつ、合理的な手段により顧客の有効な身分証の情報の真実性を照合しなければならない。

第十四条

【原文】网络支付机构与特约商户建立业务关系时，应当识别特约商户身份，了解特约商户的基本情况，登记特约商户身份基本信息，核实特约商户有效身份证件，并留存特约商户有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】ネットワーク支払機関は、加盟店（特約商戸）と業務関係を確立するときは、加盟店の身元を識別し、加盟店の基本的な状況を把握し、加盟店の身元基本情報を登録し、加盟店の有効な身分証を確認し、かつ、加盟店の有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十五条

【原文】预付卡机构在向购卡人出售记名预付卡或一次性金额人民币1万元以上的不记名预付卡时，应当识别购卡人身份，登记购卡人身份基本信息，核对购卡人有效身份证件，并留存购卡人有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】プリペイドカード機関は、カード購入者に対して記名式プリペイドカードを販売するとき、又は無記名式プリペイドカードを1回に人民元1万元以上販売するときは、カード購入者の身元を識別し、カード購入者の身元基本情報を登録し、カード購入者の有効な身分証を照合し、かつ、カード購入者の有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】代理他人购买记名预付卡的，预付卡机构应采取合理方式确认代理关系的存在，在对被代理人采取前款规定的客户身份识别措施时，还应当登记代理人身份基本信息，核对代理人有效身份证件，并留存代理人有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】他人を代理して記名式プリペイドカードを購入するときは、プリペイドカード機関は、合理的な方法をとって代理関係の存在を確認し、本人（被代理人）に対して前項に定める顧客身元識別の措置をとるに当たり、更に代理人の身元基本情報を登録し、代理人の有効な身分証を照合し、かつ、代理人の有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十六条

【原文】预付卡机构在与特约商户建立业务关系时，应当识别特约商户身份，了解特约商户的基本情况，登记特约商户身份基本信息，核实特约商户有效身份证件，并留存特约商户有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】プリペイドカード機関は、加盟店と業務関係を確立するときは、加盟店の身元を識別し、加盟店の基本的な状況を把握し、加盟店の身元基本情報を登録し、加盟店の有効な身分証を確認し、かつ、加盟店の有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十七条

【原文】预付卡机构办理记名预付卡或一次性金额人民币1万元以上不记名预付卡充值业务时，应当识别办理人员的身份，登记办理人员身份基本信息，核对办理人员有效身份证件，并留存办理人员有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】プリペイドカード機関は、記名式プリペイドカードのチャージ（入金）業務を取り扱うとき、又は1回の金額が人民元1万元以上となる無記名式プリペイドカードのチャージ業務を取り扱うときは、手続を行う者の身元を識別し、手続を行う者の身元基本情報を登録し、手続を行う者の有効な身分証を照合し、かつ、手続を行う者の有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。【訳注：「一次性金額人民币1万元以上」は、1回の取引（購入又はチャージ）の金額が1万元以上であることを指すと解して訳した。根拠：本弁法と同時期の「支付机构预付卡业务管理办法」（中国人民銀行公告〔2012〕第12号）は、無記名式プリペイドカード1枚の資金限度額を1000元以下とし（第7条）、「一次性购买不记名预付卡1万元以上」の場合に実名購入を求め（第10条）、「一次性金额1万元以上不记名预付卡充值业务」について同第10条・第11条の規定を準用している（第31条）（中国人民銀行ウェブサイト掲載の同弁法（人民銀行公告〔2012〕第12号）のPDF（スキャン画像）を2026年10月5日に目視で確認）。カード1枚の券面額が1万元以上となることはあり得ないから、1回の取引金額を指すと解される。】

第十八条

【原文】预付卡机构办理赎回业务时，应当识别赎回人的身份，登记赎回人身份基本信息，核对赎回人有效身份证件，并留存赎回人有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】プリペイドカード機関は、償還（払戻し）業務を取り扱うときは、償還を受ける者の身元を識別し、償還を受ける者の身元基本情報を登録し、償還を受ける者の有効な身分証を照合し、かつ、償還を受ける者の有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十九条

【原文】收单机构在与特约商户建立业务关系时，应当识别特约商户身份，了解特约商户的基本情况，登记特约商户身份基本信息，核实特约商户有效身份证件，并留存特约商户有效身份证件的复印件或者影印件。

【訳文】アクワイアラ（収単機関）は、加盟店と業務関係を確立するときは、加盟店の身元を識別し、加盟店の基本的な状況を把握し、加盟店の身元基本情報を登録し、加盟店の有効

な身分証を確認し、かつ、加盟店の有効な身分証の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第二十条

【原文】支付机构应按照客户特点和交易特征，综合考虑地域、业务、行业、客户是否为外国政要等因素，制定客户风险等级划分标准，评定客户风险等级。客户风险等级标准应报总部所在地中国人民银行分支机构备案。

【訳文】支払機関は、顧客の特徴及び取引の特徴に応じて、地域、業務、業種、顧客が外国の重要な公的地位を有する者（外国 PEP）であるか否か等の要素を総合的に考慮して、顧客のリスク等級の区分基準を定め、顧客のリスク等級を評価しなければならない。顧客のリスク等級の基準は、本部所在地の中国人民銀行の分支機構に届け出なければならない。

【原文】首次客户风险等级评定应在与客户建立业务关系后 60 天内完成。支付机构应对客户持续关注，适时调整客户风险等级。

【訳文】初回の顧客のリスク等級の評価は、顧客と業務関係を確立した後 60 日以内に完了しなければならない。支払機関は、顧客を継続的に監視し、適時に顧客のリスク等級を調整しなければならない。

【原文】支付机构应当根据客户的风险等级，定期审核本机构保存的客户基本信息。对本机构风险等级最高的客户，支付机构应当至少每半年进行一次审核，了解其资金来源、资金用途和经营状况等信息，加强对其交易活动的监测分析。

【訳文】支払機関は、顧客のリスク等級に応じて、自機関が保存する顧客の基本情報を定期的に審査しなければならない。自機関においてリスク等級が最も高い顧客については、支払機関は、少なくとも半年ごとに1回審査を行い、その資金の出所、資金の用途、経営状況等の情報を把握し、その取引活動に対する監視分析を強化しなければならない。

第二十一条

【原文】在与客户的业务关系存续期间，支付机构应当采取持续的客户身份识别措施，关注客户及其日常经营活动、交易情况，并定期对特约商户进行回访或查访。

【訳文】顧客との業務関係の存続期間中、支払機関は、継続的な顧客身元識別の措置を取り、顧客及びその日常の経営活動並びに取引状況を注視し、かつ、加盟店に対して定期的に事後訪問又は実地訪問を行わなければならない。

第二十二條

【原文】在与客户的业务关系存续期间，支付机构应当及时提示客户更新身份信息。

【訳文】顧客との業務関係の存続期間中、支払機関は、顧客に対し身元情報を更新するよう速やかに促さなければならない。

【原文】客户先前提交的有效身份证件将超过有效期的，支付机构应当在失效前 60 天通知客户及时更新。客户有效身份证件已过有效期的，支付机构在为客户办理首笔业务时，应当先要求客户更新有效身份证件。

【訳文】顧客が以前に提出した有効な身分証の有効期限が経過しようとしているときは、支払機関は、失効の 60 日前に、速やかに更新するよう顧客に通知しなければならない。顧客の有効な身分証の有効期限が既に経過しているときは、支払機関は、顧客のために最初の業務を取り扱うに当たり、まず顧客に有効な身分証を更新するよう求めなければならない。

第二十三條

【原文】在出现以下情况时，支付机构应当重新识别客户：

【訳文】次に掲げる場合には、支払機関は、顧客を改めて識別しなければならない。

【原文】（一）客户要求变更姓名或者名称、有效身份证件种类、身份证件号码、注册资本、经营范围、法定代表人或者负责人等的；

【訳文】（1）顧客が、氏名若しくは名称、有効な身分証の種類、身分証の番号、登録資本、経営範囲、法定代表人又は責任者等の変更を求めるとき。

【原文】（二）客户行为或者交易情况出现异常的；

【訳文】（2）顧客の行為又は取引状況に異常が生じたとき。

【原文】（三）先前获得的客户身份资料存在疑点的；

【訳文】（3）以前に取得した顧客の身元資料に疑わしい点があるとき。

【原文】（四）支付机构认为应重新识别客户身份的其他情形。

【訳文】（4）その他支払機関が顧客の身元を改めて識別すべきであると認める場合

第二十四条

【原文】支付机构除核对有效身份证件外，可以采取以下的一种或者几种措施，识别或者重新识别客户身份：

【訳文】支払機関は、有効な身分証の照合のほか、次に掲げる措置のうち一又は複数の措置をとって、顧客の身元を識別し、又は改めて識別することができる。

【原文】（一）要求客户补充其他身份资料；

【訳文】（1）顧客にその他の身元資料の補充を求めること。

【原文】（二）回访客户；

【訳文】（2）顧客に事後訪問を行うこと。

【原文】（三）实地查访；

【訳文】（3）実地訪問を行うこと。

【原文】（四）向公安、工商行政管理等部门核实；

【訳文】（4）公安、工商行政管理等の部門に確認すること。

【原文】（五）其他可以依法采取的措施。

【訳文】（5）その他法に従ってとることができる措置

第二十五条

【原文】支付机构委托其他机构代为履行客户身份识别义务时，应通过书面协议明确双方在客户身份识别方面的责任，并符合以下要求：

【訳文】支払機関は、他の機関に委託して顧客身元識別義務を代わりに履行させるときは、書面による協定をもって顧客身元識別の面における双方の責任を明確にし、かつ、次に掲げる要求に適合しなければならない。

【原文】（一）能够证明受托方按反洗钱法律、行政法规和本办法的要求，采取客户身份识别和身份资料保存的必要措施；

【訳文】（1）受託者が反マネーロンダリングに関する法律、行政法規及びこの弁法の要求に従って顧客身元識別及び身元資料の保存に必要な措置をとることを証明することができること。

【原文】（二）受托方为本支付机构提供客户信息，不存在法律制度、技术等方面的障碍；

【訳文】（2）受託者が当該支払機関に顧客情報を提供することについて、法律制度、技術等の面での障害が存在しないこと。

【原文】（三）本支付机构在办理业务时，能立即获得受托方提供的客户身份基本信息，还可在必要时从受托方获得客户的有效身份证件件的复印件或者影印件。

【訳文】（3）当該支払機関が、業務を取り扱う際に、受託者が提供する顧客の身元基本情報を直ちに取得することができ、かつ、必要なときは受託者から顧客の有効な身分証の複写物又は影印物を取得することもできること。

【原文】受托方未采取符合本办法要求的客户身份识别措施的，由支付机构承担未履行客户身份识别义务的法律責任。

【訳文】受託者がこの弁法の要求に適合する顧客身元識別の措置をとらなかったときは、支払機関が顧客身元識別義務の不履行の法的責任を負う。

第3章 顧客の身元資料及び取引記録の保存（第三章 客户身份资料 和交易记录保存）

第二十六条

【原文】支付机构应当妥善保存客户身份资料和交易记录，保证能够完整准确重现每笔交易。

【訳文】支払機関は、顧客の身元資料及び取引記録を適切に保存し、個々の取引を完全かつ正確に再現することができることを保証しなければならない。

第二十七条

【原文】支付机构应当保存的客户身份资料包括各种记载客户身份信息的数据、辅助证明客户身份的资料和反映支付机构开展客户身份识别工作情况的资料。

【訳文】支払機関が保存すべき顧客の身元資料には、顧客の身元情報を記載した各種の資料、顧客の身元を補助的に証明する資料及び支払機関による顧客身元識別の業務の実施状況を反映した資料が含まれる。

第二十八条

【原文】支付机构保存的交易记录应当包括反映以下信息的数据、业务凭证、账簿和其他资料：

【訳文】支払機関が保存する取引記録には、次に掲げる情報を反映したデータ、業務証票、帳簿その他の資料が含まなければならない。

【原文】（一）交易双方名称；

【訳文】（1）取引の双方の名称

【原文】（二）交易金额；

【訳文】（2）取引金額

【原文】（三）交易时间；

【訳文】（3）取引時間

【原文】（四）交易双方的开户银行或支付机构名称；

【訳文】（4）取引の双方の口座開設銀行又は支払機関の名称

【原文】（五）交易双方的银行账户号码、支付账户号码、预付卡号码、特约商户编号或者其他记录资金来源和去向的号码。

【訳文】（5）取引の双方の銀行口座番号、支払口座番号、プリペイドカード番号、加盟店番号その他の資金の出所及び行き先を記録した番号

【原文】本办法未要求开展客户身份识别的业务，支付机构应按照保证完整准确重现每笔交易的原则保存交易记录。

【訳文】この弁法が顧客身元識別の実施を要求していない業務については、支払機関は、個々の取引を完全かつ正確に再現することを保証するという原則に従って取引記録を保存しなければならない。

第二十九条

【原文】支付机构应当建立客户身份资料和交易记录保存系统，实时记载操作记录，防止客户身份信息和交易记录的泄露、损毁和缺失，保证客户信息和交易数据不被篡改，并及时发现并记录任何篡改或企图篡改的操作。

【訳文】支払機関は、顧客の身元資料及び取引記録の保存システムを構築し、操作記録をリアルタイムで記録し、顧客の身元情報及び取引記録の漏洩、毀損及び欠落を防止し、顧客情報及び取引データが改ざんされないことを保証し、かつ、改ざん又は改ざんの企てに係るいかなる操作も速やかに発見し及び記録しなければならない。

第三十条

【原文】 支付机构应当完善客户身份资料和交易记录保存系统的查询和分析功能，便于反洗钱和反恐怖融资的调查和监督管理。

【訳文】 支払機関は、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の調査及び監督管理に資するよう、顧客の身元資料及び取引記録の保存システムの照会及び分析の機能を整備しなければならない。

第三十一条

【原文】 支付机构应当按照下列期限保存客户身份资料和交易记录：

【訳文】 支払機関は、次に掲げる期間、顧客の身元資料及び取引記録を保存しなければならない。

【原文】 （一）客户身份资料，自业务关系结束当年计起至少保存5年；

【訳文】 （1）顧客の身元資料は、業務関係が終了した年から起算して少なくとも5年間保存する。

【原文】 （二）交易记录，自交易记账当年计起至少保存5年。

【訳文】 （2）取引記録は、取引を記帳した年から起算して少なくとも5年間保存する。

【原文】 如客户身份资料和交易记录涉及反洗钱和反恐怖融资调查，且反洗钱和反恐怖融资调查工作在前款规定的最低保存期届满时仍未结束的，支付机构应将其保存至反洗钱和反恐怖融资调查工作结束。

【訳文】 顧客の身元資料及び取引記録が反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の調査に関わり、かつ、前項に定める最低保存期間の満了時に反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の調査の業務がなお終了していないときは、支払機関は、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の調査の業務が終了するまでこれを保存しなければならない。

【原文】同一介质上存有不同保存期限客户身份资料或者交易记录的，应当按最长期限保存。同一客户身份资料或者交易记录采用不同介质保存的，至少应当按照上述期限要求保存一种介质的客户身份资料或者交易记录。

【訳文】同一の媒体に保存期間の異なる顧客の身元資料又は取引記録が記録されているときは、最も長い期間に従って保存しなければならない。同一の顧客の身元資料又は取引記録が異なる媒体により保存されているときは、前記の期間の要求に従い、少なくとも一種類の媒体の顧客の身元資料又は取引記録を保存しなければならない。

【原文】法律、行政法规和规章对客户身份资料和交易记录有更长保存期限要求的，遵守其规定。

【訳文】法律、行政法規又は規章が顧客の身元資料及び取引記録についてより長い保存期間を要求しているときは、その規定に従う。

第三十二条

【原文】支付机构终止支付业务时，应当按照中国人民银行有关规定处理客户身份资料和交易记录。

【訳文】支払機関は、支払業務を終了するときは、中国人民銀行の関係規定に従って顧客の身元資料及び取引記録を処理しなければならない。

第4章 疑わしい取引の報告（第四章 可疑交易报告）

第三十三条

【原文】支付机构应按照勤勉尽责的原则，对全部交易开展监测和分析，报告可疑交易。

【訳文】支払機関は、勤勉に責任を尽くすという原則に従い、全ての取引について監視及び分析を行い、疑わしい取引を報告しなければならない。

第三十四条

【原文】支付机构应根据本机构的客户特征和交易特点，制定和完善符合本机构业务特点的可疑交易标准，同时向中国人民银行、总部所在地的中国人民银行分支机构和中国反洗钱监测分析中心备案。

【訳文】支払機関は、自機関の顧客の特徴及び取引の特徴に応じて、自機関の業務の特徴に適合した疑わしい取引の基準を定め及び整備し、同時に、中国人民銀行、本部所在地の中国人民銀行の分支機構及び中国反マネーロンダリング監視分析センターに届け出なければならない。

第三十五条

【原文】支付机构应建立完善有效的可疑交易监测分析体系，明确内部可疑交易处理程序和人员职责。

【訳文】支払機関は、整備された有効な疑わしい取引の監視分析体制を確立し、内部の疑わしい取引の処理手続及び人員の職責を明確にしなければならない。

【原文】支付机构应指定专门人员，负责分析判断是否报告可疑交易。

【訳文】支払機関は、専任の人員を指定し、疑わしい取引を報告するか否かの分析及び判断を担当させなければならない。

第三十六条

【原文】支付机构应结合客户身份信息和交易背景，对客户行为或交易进行识别、分析，有合理理由判断与洗钱、恐怖融资或其他犯罪活动相关的，应在发现可疑交易之日起10个工作日内，由其总部以电子方式向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告。可疑交易报告的具体格式和报送方式由中国人民银行另行规定。

【訳文】支払機関は、顧客の身元情報及び取引の背景を踏まえ、顧客の行為又は取引について識別及び分析を行い、マネーロンダリング、テロ資金供与その他の犯罪活動に関連すると判断する合理的な理由があるときは、疑わしい取引を発見した日から10営業日以内に、その本部が電子的方式により中国反マネーロンダリング監視分析センターに疑わしい取引の報告を提出しなければならない。疑わしい取引の報告の具体的な様式及び提出方法は、中国人民銀行が別に定める。

【原文】支付机构应将已上报可疑交易报告的客户列为高风险客户，持续开展交易监测，仍不能排除洗钱、恐怖融资或其他犯罪活动嫌疑的，应在10个工作日内向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告，同时以书面方式将有关情况报告总部所在地的中国人民银行分支机构。

【訳文】支払機関は、既に疑わしい取引の報告を行った顧客を高リスク顧客に分類し、継続的に取引の監視を行わなければならない。なおマネーロンダリング、テロ資金供与その他の犯罪活動の嫌疑を排除することができないときは、10営業日以内に中国反マネーロンダリング監視分析センターに疑わしい取引の報告を提出し、同時に、書面により関係する状況を本部所在地の中国人民銀行の分支機構に報告しなければならない。

【原文】支付机构应完整保存对客户行为或交易进行识别、分析和判断的工作记录及是否上报的理由和证据材料。

【訳文】支払機関は、顧客の行為又は取引について識別、分析及び判断を行った業務記録並びに報告をしたか否かの理由及び証拠資料を完全に保存しなければならない。

第三十七条

【原文】支付机构应当按照《支付机构可疑交易（行为）报告要素》（见附）要求，在可疑交易报告中提供真实、完整、准确的交易信息。中国反洗钱监测分析中心发现支付机构报送的可疑交易报告有要素不全或者存在错误的，可以向提交报告的支付机构发出补正通知，支付机构应在接到补正通知之日起10个工作日内补正。

【訳文】支払機関は、《支払機関の疑わしい取引（行為）報告の要素》（附属書参照）の要求に従い、疑わしい取引の報告において真実で、完全かつ正確な取引情報を提供しなければならない。中国反マネーロンダリング監視分析センターは、支払機関が提出した疑わしい取引の報告の要素に不備があり、又は誤りがあることを発見したときは、報告を提出した支払機関に対し補正通知を発することができる。この場合において、支払機関は、補正通知を受領した日から10営業日以内に補正しなければならない。

第三十八条

【原文】支付机构在履行反洗钱义务过程中，发现涉嫌犯罪的，应立即报告当地公安机关和中国人民银行当地分支机构，并以电子方式报告中国反洗钱监测分析中心。

【訳文】 支払機関は、反マネーロンダリング義務を履行する過程において、犯罪の嫌疑があることを発見したときは、直ちに当地の公安機関及び中国人民銀行の当地の分支機構に報告し、かつ、電子的方式により中国反マネーロンダリング監視分析センターに報告しなければならない。

第三十九条

【原文】 客户或交易涉及恐怖活动的，由中国人民银行另行规定。

【訳文】 顧客又は取引がテロ活動に関わる場合については、中国人民銀行が別に定める。

第5章 反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の調査（第五章 反洗钱和反恐怖融资调查）

第四十条

【原文】 中国人民银行及其分支机构发现可疑交易活动需要调查核实的，可以向支付机构进行调查。中国人民银行及其分支机构向支付机构调查可疑交易活动，适用中国人民银行关于反洗钱调查的有关规定。

【訳文】 中国人民銀行及びその分支機構は、疑わしい取引活動について調査し確認する必要があることを発見したときは、支払機関に対して調査を行うことができる。中国人民銀行及びその分支機構が支払機関に対して疑わしい取引活動を調査するについては、反マネーロンダリング調査に関する中国人民銀行の関係規定を適用する。

第四十一条

【原文】 中国人民银行及其分支机构实施反洗钱和反恐怖融资调查时，支付机构应当积极配合，如实提供调查材料，不得拒绝或者阻碍。

【訳文】 中国人民銀行及びその分支機構が反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の調査を実施するときは、支払機関は、積極的に協力し、ありのままに調査資料を提供しなければならない、これを拒否し、又は妨害してはならない。

第四十二条

【原文】中国人民银行及其分支机构调查可疑交易活动，可以采取下列措施：

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、疑わしい取引活動を調査するに当たり、次に掲げる措置をとることができる。

【原文】（一）询问支付机构的工作人员，要求其说明情况。

【訳文】（1）支払機関の職員に質問し、状況の説明を求めること。

【原文】（二）查阅、复制可疑交易活动涉及的客户身份资料、交易记录和其他有关资料。对可能被转移、隐藏、篡改或者毁损的文件、资料予以封存。

【訳文】（2）疑わしい取引活動に関わる顧客の身元資料、取引記録その他の関係資料を閲覧し、及び複製すること。移転され、隠匿され、改ざんされ、又は毀損されるおそれのある文書及び資料については、封印保存する。

【原文】（三）中国人民银行规定的其他措施。

【訳文】（3）中国人民銀行が定めるその他の措置

第6章 監督管理（第六章 監督管理）

第四十三条

【原文】中国人民银行及其分支机构负责监督管理支付机构反洗钱和反恐怖融资工作。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務の監督管理を担当する。

第四十四条

【原文】支付机构应当按照中国人民银行规定提供有关文件和资料，不得拒绝、阻挠、逃避监督检查，不得谎报、隐匿、销毁相关证据材料。

【訳文】支払機関は、中国人民銀行の規定に従って関係する文書及び資料を提供しなければならない、監督検査を拒否し、妨害し、又は回避してはならず、関係する証拠資料について虚偽の報告をし、隠匿し、又は廃棄してはならない。

【原文】支付机构应当对所提供的文件和资料的真实性、准确性、完整性负责。

【訳文】支払機関は、提供した文書及び資料の真実性、正確性及び完全性について責任を負わなければならない。

第四十五条

【原文】支付机构应当按照中国人民银行的规定，向所在地中国人民银行分支机构报送反洗钱和反恐怖融资统计报表、信息资料、工作报告以及内部审计报告中与反洗钱和反恐怖融资工作有关的内容，如实反映反洗钱和反恐怖融资工作情况。

【訳文】支払機関は、中国人民銀行の規定に従い、所在地の中国人民銀行の分支機構に対し、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の統計報告表、情報資料、業務報告並びに内部監査報告のうち反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務に関係する内容を提出し、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務の状況をありのままに反映しなければならない。

第四十六条

【原文】中国人民银行及其分支机构可以采取下列措施对支付机构进行反洗钱和反恐怖融资现场检查：

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、次に掲げる措置をとって、支払機関に対し反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の現場検査を行うことができる。

【原文】（一）进入支付机构检查；

【訳文】（1）支払機関に立ち入って検査すること。

【原文】（二）询问支付机构的工作人员，要求其对有关检查事项做出说明；

【訳文】（2）支払機関の職員に質問し、関係する検査事項について説明を求めること。

【原文】（三）查阅、复制支付机构与检查事项有关的文件、资料，并对可能被转移、销毁、隐匿或者篡改的文件资料予以封存；

【訳文】（3）支払機関の検査事項に関係する文書及び資料を閲覧し、及び複製し、並びに移転され、廃棄され、隠匿され、又は改ざんされるおそれのある文書資料を封印保存すること。

【原文】（四）检查支付机构运用电子计算机管理业务数据的系统。

【訳文】（4）支払機関がコンピュータを用いて業務データを管理するシステムを検査すること。

【原文】中国人民银行及其分支机构依法对支付机构进行反洗钱和反恐怖融资现场检查，适用《中国人民银行执法检查程序规定》（中国人民银行令〔2010〕第1号发布）。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構が法に従って支払機関に対し反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の現場検査を行うについては、《中国人民銀行の法執行検査手続に関する規定》（中国人民银行令〔2010〕第1号により発布）を適用する。

第四十七条

【原文】中国人民银行及其分支机构根据履行反洗钱和反恐怖融资职责的需要，可以约见支付机构董事、高级管理人员谈话，要求其就下列重大事项做出说明：

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の職責を履行する必要に応じて、支払機関の取締役及び高級管理職との面談を求め、次に掲げる重大な事項について説明を求めることができる。

【原文】（一）支付机构反洗钱和反恐怖融资专门机构或指定内设机构不能有效履行职责的；

【訳文】（1）支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の専門部署又は指定された内部の部署が職責を有効に履行することができないとき。

【原文】（二）支付机构反洗钱和反恐怖融资工作人员不能有效履行职责的；

【訳文】（2）支払機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の担当職員が職責を有効に履行することができないとき。

【原文】（三）支付机构可疑交易报告存在问题的；

【訳文】（3）支払機関の疑わしい取引の報告に問題があるとき。

【原文】（四）支付机构客户或交易多次被司法机关调查的；

【訳文】（4）支払機関の顧客又は取引が司法機関により繰り返し調査されたとき。

【原文】（五）支付机构未按规定提交反洗钱和反恐怖融资工作的资料、报告和其他文件的；

【訳文】（5）支払機関が規定に従って反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務の資料、報告その他の文書を提出しないとき。

【原文】（六）支付机构履行反洗钱和反恐怖融资义务的其他重大事项。

【訳文】（6）支払機関による反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の義務の履行に関するその他の重大な事項

第7章 法的責任（第七章 法律责任）

第四十八条

【原文】中国人民银行及其分支机构从事反洗钱工作人员有下列行为之一的，依法给予行政处分：

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構の反マネーロンダリング業務に従事する職員が次に掲げる行為のいずれかをしたときは、法に従って行政処分を科する。

【原文】（一）违反规定进行检查或者调查的；

【訳文】（1）規定に違反して検査又は調査を行うこと。

【原文】（二）泄露因反洗钱和反恐怖融资知悉的国家秘密、商业秘密或者个人隐私的；

【訳文】（2）反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策により知り得た国家秘密、営業秘密又は個人のプライバシーを漏洩すること。

【原文】（三）违反规定对有关机构和人员实施行政处罚的；

【訳文】（3）規定に違反して関係する機関及び人員に行政処罰を科すること。

【原文】（四）其他不依法履行职责的行为。

【訳文】（4）その他法に従って職責を履行しない行為

第四十九条

【原文】支付机构违反本办法的，由中国人民银行或其分支机构按照《中华人民共和国反洗钱法》第三十一条、第三十二条的规定予以处罚；情节严重的，由中国人民银行注销其《支付业务许可证》。

【訳文】支払機関がこの弁法に違反したときは、中国人民銀行又はその分支機構が《中華人民共和國反マネーロンダリング法》第31条及び第32条の規定により処罰し、情状が重いときは、中国人民銀行がその《支払業務許可証》を抹消する。

第五十条

【原文】违反本办法规定，构成犯罪的，移送司法机关依法追究刑事责任。

【訳文】この弁法の規定に違反し、犯罪を構成するときは、司法機関に移送し、法に従って刑事責任を追及する。

第8章 附則（第八章 附則）

第五十一条

【原文】 本办法相关用语含义如下：

【訳文】 この弁法における関係用語の意義は、次のとおりとする。

【原文】 中国人民银行分支机构，包括中国人民银行上海总部、分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行、副省级城市中心支行。

【訳文】 中国人民銀行の分支機構には、中国人民銀行上海総部、分行、営業管理部、省都（自治区首府）都市中心支行及び副省級都市中心支行を含む。

【原文】 单位客户，包括法人、其他组织和个体工商户。

【訳文】 法人その他の団体である顧客（単位客户）には、法人、その他の組織及び個人商工業者を含む。

【原文】 网络支付机构的特约商户，是指基于互联网信息系统直接向消费者销售商品或提供服务，并接受网络支付机构互联网支付服务完成资金结算的法人、个体工商户、其他组织或自然人。

【訳文】 ネットワーク支払機関の加盟店とは、インターネット情報システムに基づいて消費者に対し直接に商品を販売し、又はサービスを提供し、かつ、ネットワーク支払機関のインターネット支払サービスを受けて資金決済を完了する法人、個人商工業者、その他の組織又は自然人をいう。

【原文】 预付卡机构的特约商户，是指与预付卡机构签约并同意使用预付卡进行资金结算的法人、个体工商户或其他组织。

【訳文】プリペイドカード機関の加盟店とは、プリペイドカード機関と契約を締結し、かつ、プリペイドカードを使用して資金決済を行うことに同意した法人、個人商工業者又はその他の組織をいう。

【原文】收单机构的特约商户，是指与收单机构签约并同意使用银行卡进行资金结算的法人、个体工商户或其他组织。

【訳文】アクワイアラの加盟店とは、アクワイアラと契約を締結し、かつ、銀行カードを使用して資金決済を行うことに同意した法人、個人商工業者又はその他の組織をいう。

【原文】个人客户的身份基本信息，包括：客户的姓名、国籍、性别、职业、住址、联系方式以及客户有效身份证件的种类、号码和有效期限。

【訳文】個人である顧客の身元基本情報には、顧客の氏名、国籍、性別、職業、住所、連絡先並びに顧客の有効な身分証の種類、番号及び有効期限を含む。

【原文】单位客户的身份基本信息，包括：客户的名称、地址、经营范围、组织机构代码（仅限法人和其他组织）；可证明该客户依法设立或者可依法开展经营、社会活动的执照、证件或者文件的名称、号码和有效期限；法定代表人（负责人）或授权办理业务人员的姓名、有效身份证件的种类、号码和有效期限。

【訳文】法人その他の団体である顧客の身元基本情報には、顧客の名称、住所、経営範囲、組織機構コード（法人及びその他の組織に限る。）、当該顧客が法に従って設立され又は法に従って経営若しくは社会活動を行うことができることを証する許可証、証書又は文書の名称、番号及び有効期限並びに法定代表者（責任者）又は業務の取扱いの授權を受けた者の氏名並びに有効な身分証の種類、番号及び有効期限を含む。

【原文】特约商户的身份基本信息，包括：特约商户的名称、地址、经营范围、组织机构代码；可证明该客户依法设立或者可依法开展经营、社会活动的执照、证件或者文件的名称、号码和有效期限；控股股东或实际控制人、法定代表人（负责人）或授权办理业务人员的姓名、有效身份证件的种类、号码、有效期限。

【訳文】加盟店の身元基本情報には、加盟店の名称、住所、経営範囲、組織機構コード、当該顧客が法に従って設立され又は法に従って経営若しくは社会活動を行うことができること

を証する許可証、証書又は文書の名称、番号及び有効期限並びに支配株主又は実際の支配者、法定代表者（責任者）又は業務の取扱いの授權を受けた者の氏名並びに有効な身分証の種類、番号及び有効期限を含む。

【原文】 个人客户的有效身份证件，包括：居住在境内的中国公民，为居民身份证或者临时居民身份证；居住在境内的 16 周岁以下的中国公民，为户口簿；中国人民解放军军人，为军人身份证件或居民身份证；中国人民武装警察，为武装警察身份证件或居民身份证；香港、澳门居民，为港澳居民往来内地通行证；台湾居民，为台湾居民来往大陆通行证或者其他有效旅行证件；外国公民，为护照；政府有权机关出具的能够证明其真实身份的证明文件。

【訳文】 個人である顧客の有効な身分証には、次のものを含む。境内に居住する中国公民については、居民身份证又は臨時居民身份证、境内に居住する 16 歳以下の中国公民については、戸口簿、中国人民解放军の軍人については、軍人身分証又は居民身份证、中国人民武装警察については、武装警察身分証又は居民身份证、香港及びマカオの居民については、香港・マカオ居民内地往来通行证、台湾の居民については、台湾居民大陸往来通行证その他の有効な旅行証明書、外国公民については、旅券、並びに政府の権限ある機関が発行したその真実の身元を証明することができる証明文書【訳注：「16 周岁以下」は原文どおり「16 歳以下」と訳した。本弁法第 51 条末項は「以上」及び「以内」について本数を含むと定めるのみで「以下」には言及していないが、民法典第 1259 条は「以上」「以下」「以内」「届满」は本数を含むとしている（国家税務総局法規庫掲載の民法典全文で 2026 年 10 月 5 日確認）。なお、居民身份证法第 2 条は、年満 16 歳の中国公民に居民身份证の申請・取得を義務付け、16 歳未満の者は申請することができるとしている（中国政府網掲載の 2003 年国务院公報で確認）。】

【原文】 法人和其他组织客户的有效身份证件，是指政府有权机关颁发的能够证明其合法真实身份的证件或文件，包括但不限于营业执照、事业单位法人证书、税务登记证、组织机构代码证。

【訳文】 法人及びその他の組織である顧客の有効な身分証とは、政府の権限ある機関が交付したその適法かつ真実の身元を証明することができる証明書又は文書をいい、営業許可証、事業単位法人証書、税務登記証及び組織機構コード証を含むが、これらに限られない。

【原文】 个体工商户的有效身份证件，包括营业执照、经营者或授权经办人员的有效身份证件。

【訳文】個人商工業者の有効な身分証には、営業許可証並びに経営者又は授權を受けた手續担当者の有効な身分証を含む。

【原文】网络支付机构，是指从事《非金融机构支付服务管理办法》规定的网络支付业务的支付机构。

【訳文】ネットワーク支払機関とは、《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に定めるネットワーク支払業務に従事する支払機関をいう。

【原文】预付卡机构，是指从事《非金融机构支付服务管理办法》规定的预付卡发行与受理业务或预付卡受理业务的支付机构。

【訳文】プリペイドカード機関とは、《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に定めるプリペイドカードの発行及び受入業務又はプリペイドカードの受入業務に従事する支払機関をいう。

【原文】收单机构，是指从事《非金融机构支付服务管理办法》规定的银行卡收单业务的支付机构。

【訳文】アクワイアラとは、《非金融機関の支払サービスの管理に関する弁法》に定める銀行カードのアクワイアリング（収単）業務に従事する支払機関をいう。

【原文】以上及内，包括本数。

【訳文】「以上」及び「以内」には、その数を含む。

第五十二条

【原文】本办法由中国人民银行负责解释。

【訳文】この弁法は、中国人民銀行が解釈する。

第五十三条

【原文】 本办法自 2012 年 3 月 5 日起施行。《中国人民银行关于印发〈支付清算组织反洗钱和反恐怖融资指引〉的通知》（银发〔2009〕298 号）同时废止，银行卡组织和资金清算中心的反洗钱和反恐怖融资工作依照《中国人民银行关于印发〈银行卡组织和资金清算中心反洗钱和反恐怖融资指引〉的通知》（银发〔2009〕107 号）规定执行。

【訳文】 この弁法は、2012 年 3 月 5 日から施行する。《〈支払清算組織の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する指針〉の印刷配布に関する中国人民銀行の通知》（银发〔2009〕298 号）は同時に廃止し、銀行カード組織及び資金清算センターの反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の業務は、《〈銀行カード組織及び資金清算センターの反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する指針〉の印刷配布に関する中国人民銀行の通知》（银发〔2009〕107 号）の規定に従って執行する。

附属書 支払機関の疑わしい取引（行為）報告の要素（附 支付机构可疑交易(行为)报告要素）

【原文】 要素名称

- 1 报告机构名称
- 2 报告机构所在地区编码
- 3 报告机构分支机构/网点代码
- 4 可疑交易（行为）处理情况
- 5 可疑交易（行为）特征描述
- 6 机构自定可疑交易标准编号
- 7 可疑主体名称/姓名
- 8 可疑主体身份证件/证明文件号码
- 9 可疑主体身份证件/证明文件类型
- 10 可疑主体住址及有效联系方式
- 11 可疑主体的职业/行业类别
- 12 可疑主体的法定代表人姓名（对公客户）
- 13 可疑主体的法定代表人身份证件号码（对公客户）
- 14 可疑主体的法定代表人身份证件类型（对公客户）
- 15 可疑主体的银行账号
- 16 可疑主体银行账号的开户银行名称
- 17 可疑主体的支付账户
- 18 可疑主体所在支付机构的名称
- 19 可疑主体所在支付机构的银行账号

- 20 可疑主体所在支付机构银行账号的开户银行名称
- 21 可疑主体的交易 IP 地址
- 22 交易时间（精确到“秒”）
- 23 货币资金转移方式
- 24 资金收付标志
- 25 资金用途
- 26 交易币种
- 27 交易金额
- 28 交易对手姓名/名称
- 29 交易对手身份证件/证明文件号码
- 30 交易对手身份证件/证明文件类型
- 31 交易对手的银行账号
- 32 交易对手银行账号的开户银行名称
- 33 交易对手的支付账户
- 34 交易对手所在支付机构的名称
- 35 交易对手所在支付机构的银行账号
- 36 交易对手所在支付机构银行账号的开户银行名称
- 37 交易对手的交易 IP 地址
- 38 交易商品名称
- 39 银行与支付机构之间的业务交易编码
- 40 支付机构与商户之间的业务交易编码
- 41 业务标示号
- 42 报送次数标志

【訳文】要素の名称

- 1 報告機関の名称
- 2 報告機関の所在地域コード
- 3 報告機関の支店等／営業拠点のコード
- 4 疑わしい取引（行為）の処理状況
- 5 疑わしい取引（行為）の特徴の記述
- 6 機関が自ら定めた疑わしい取引の基準の番号
- 7 疑わしい主体の名称／氏名
- 8 疑わしい主体の身分証／証明文書の番号
- 9 疑わしい主体の身分証／証明文書の種類
- 10 疑わしい主体の住所及び有効な連絡先
- 11 疑わしい主体の職業／業種の区分
- 12 疑わしい主体の法定代表者の氏名（法人等顧客）

- 13 疑わしい主体の法定代表者の身分証の番号（法人等顧客）
- 14 疑わしい主体の法定代表者の身分証の種類（法人等顧客）
- 15 疑わしい主体の銀行口座番号
- 16 疑わしい主体の銀行口座の口座開設銀行の名称
- 17 疑わしい主体の支払口座
- 18 疑わしい主体が所在する支払機関の名称
- 19 疑わしい主体が所在する支払機関の銀行口座番号
- 20 疑わしい主体が所在する支払機関の銀行口座の口座開設銀行の名称
- 21 疑わしい主体の取引 IP アドレス
- 22 取引時間（「秒」単位まで）
- 23 貨幣資金の移転方式
- 24 資金の受払いの区分
- 25 資金の用途
- 26 取引通貨
- 27 取引金額
- 28 取引相手方の氏名／名称
- 29 取引相手方の身分証／証明文書の番号
- 30 取引相手方の身分証／証明文書の種類
- 31 取引相手方の銀行口座番号
- 32 取引相手方の銀行口座の口座開設銀行の名称
- 33 取引相手方の支払口座
- 34 取引相手方が所在する支払機関の名称
- 35 取引相手方が所在する支払機関の銀行口座番号
- 36 取引相手方が所在する支払機関の銀行口座の口座開設銀行の名称
- 37 取引相手方の取引 IP アドレス
- 38 取引商品の名称
- 39 銀行と支払機関との間の業務取引コード
- 40 支払機関と加盟店との間の業務取引コード
- 41 業務識別番号
- 42 報告回数の区分